

提案募集要領

80GHz帯高速無線伝送システムのうち狭帯域システムの技術的条件について提案される方は、下記により提案書を提出してください。

記

1. 適宜様式（Word、PowerPoint等）に氏名、住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、提出期限までに日本語にてご提出ください。

また、提案いただくシステムは、提案に当たっての前提条件（別添）と整合したものに限ります。

2. 提出期限は、平成26年1月6日（月）午後5時必着とします。

3. 提出方法

提案は、次のいずれかの方法により送付するものとし、提出媒体は基本的には電子媒体としてください。なお、FAX、持参又は郵送の場合、提出頂いた提案を電子媒体により提出していただくようお願いすることがありますので、その際はご協力願います。

電子媒体の条件は、次のとおりです。

○記録媒体：CD-R、DVD-R又はUSBメモリ

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

○記録媒体には、提出者の氏名、提出日、ファイル名記載のラベルを貼付してください。

なお、送付いただいた記録媒体は、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

【電子メールの場合】

電子メールアドレス：fix-micro_atmark_ml.soumu.go.jp

（※スパムメール防止のため、@を「_atmark_」と表示していますので、ご送信の際は「_atmark_」を@に直してください。）

総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹通信課 マイクロ通信係宛

なお、電子メールの受取可能最大容量は5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

【FAXの場合】（※担当に電話連絡後、送付してください。）

電話番号：03-5253-5886

FAX番号：03-5253-5889

総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹通信課 マイクロ通信係宛

【持参又は郵送の場合】（平成26年1月6日（月）午後5時必着）

送付先住所：〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館

総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹通信課 マイクロ通信係宛

4. 留意事項

(1) 提案の取扱い

提出された提案内容については、後日、公表する予定です。

その際、提出された方の氏名及び所属（法人等にあつてはその名称）に関する情報についても併せて公表する予定です。提案内容等は原則開示を想定しておりますが、不都合がある場合は基幹通信課マイクロ通信係までご連絡ください。

また、提出された提案内容の全部又は一部は、情報通信審議会情報通信技術分科会陸上無線通信委員会における「80GHz帯高速無線伝送システムのうち狭帯域システムの技術的条件」に係る検討に活用することとします。

(2) 提案内容の聴取

提出された提案内容の詳細を把握するため、提案者から、その内容や当該方式の技術的実現性等を説明していただくことがあります。説明を求める場合は、基幹通信課マイクロ通信係より提案者に事前にご連絡いたしますので、あらかじめご了承ください。なお、説明に当たって発生する交通費等は支給されません。

(3) 今後の予定

提出された提案内容については、陸上無線通信委員会において要求条件との整合性他について確認を行った後、技術的条件の詳細な検討を行います。その検討過程においては、より詳細な技術情報が必要となることから、提案者には、提案されたシステムに係る技術情報について同委員会において詳細な説明をいただくこと、十分な試験データの提出等、調査・検討へご協力いただくことが必要となりますので、その旨あらかじめご了承ください。

提案に当たっての前提条件

方式の提案に当たっては、下記の事項を前提条件とします。

記

- 陸上移動業務の無線局に使用されている、80GHz帯の周波数の電波を使用するものであること。
- 技術的に実現可能な方式であること。

1. 検討の背景

- 光ケーブルの施設が困難な地域等における高速伝送回線や高精細度映像の伝送回線として、1Gbps以上の伝送速度が可能となる80GHz帯高速無線伝送システムの技術的条件について、平成23年5月に情報通信審議会から一部答申を受け、平成23年12月に無線設備規則等の改正を実施
- 移动通信システム的高速化等に向けた技術開発や標準化の進展等に伴い、大容量伝送が可能な80GHz帯高速無線伝送システムを基地局間で結ぶネットワーク回線として利用するニーズが顕在化
- 当該周波数帯域の効率的な利用に向けて、平成24年3月に国際電気通信連合において帯域内のチャンネルを細分化する規定が勧告化

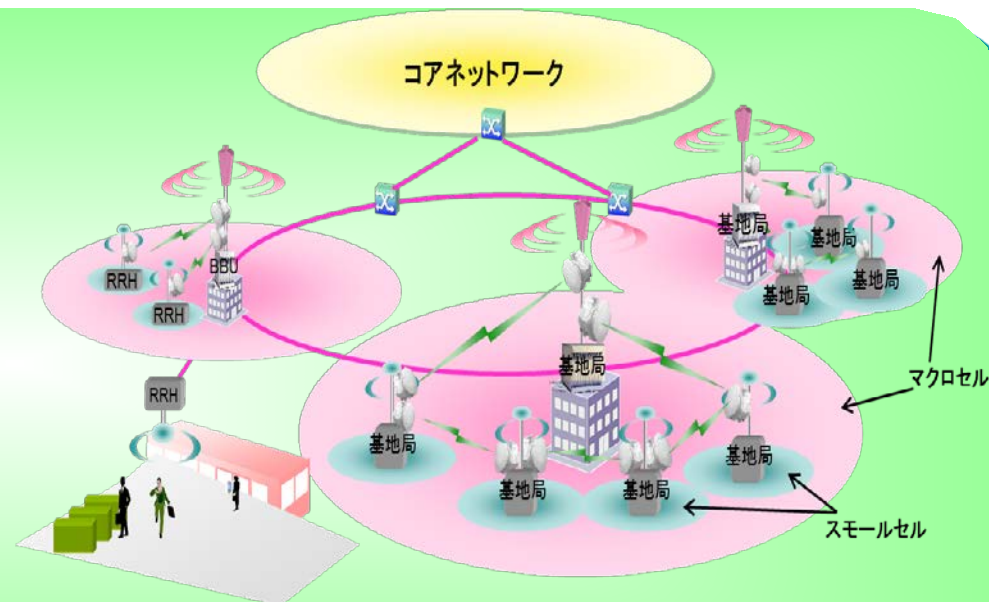


図 80GHz帯高速無線伝送システムの新たな利用例

BBU (Base band Unit: 制御・ベースバンド部)
RRH (Remote Radio Head: 基地局の無線部と制御・ベースバンド部を分離し、無線部を空中線部分に設置したもの)

2. 現状80GHzシステムの概要

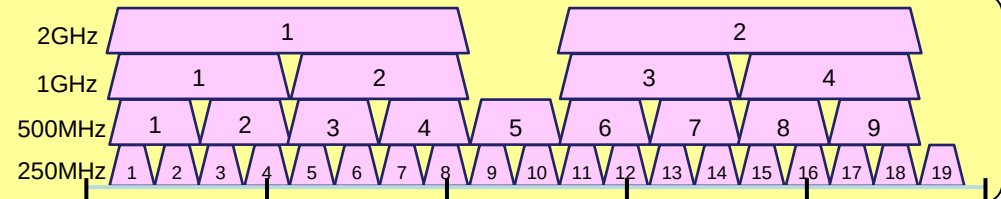
区分	内容	備考
周波数帯	71GHz～76GHz / 81GHz～86GHz	
空中線電力	最大1W(尖頭電力)	
変調方式	規定しない	
占有周波数帯幅	5GHz(指定周波数帯による)	
スプリアス等	不要発射にて規定(帯域外領域100μW/MHz、スプリアス領域50μW/MHz)	簡易な測定法も導入

「80GHz帯高速無線伝送システムのうち狭帯域システムの技術的条件」の検討開始について

3. 主な検討項目

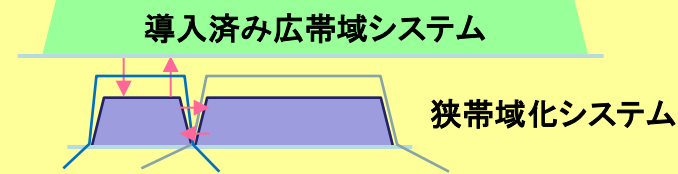
1. 狭帯域化によるチャネル分配

- ・チャネル帯域幅(占有帯域幅)の指定
- ・周波数の許容偏差の規定



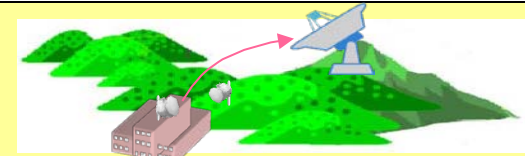
2. 同種システム相互間の共用条件

- ・既存の広帯域システムと各狭帯域システム間
- ・隣接する狭帯域システム間



3. 隣接周波数帯との共用検討

- ・狭帯域システムと既存システムとの所要離隔距離



大容量伝送かつ周波数利用効率の高い狭帯域システムの導入を実現

4. 検討スケジュール

- 平成25年11月19日 陸上無線通信委員会において検討開始
- 答申時期(予定) : 平成26年5月頃